

特定非営利活動法人 Old Teachers Network
物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領

令和 8 年 8 月 14 日
OTN 理事長決定

(目的)

第 1 この要領は、特定非営利活動法人 Old Teachers Network(以下「当法人」という。)が発注する物品の購入、製造の請負、役務の提供その他の契約（以下「契約」という。）に関し、不正な取引に関与した事業者等に対して行う取引停止等の措置及び処理手続きについて必要な事項を定め、もって適正かつ公正な契約履行の確保と研究費等の適正な運営・管理に資することを目的とする。

(定義)

第 2 この要領において「取引停止」とは、当法人における見積依頼の対象からの除外、指名競争見積への指名停止、並びに随意契約における選定相手方からの除外をいう。

(取引停止の措置基準)

第 3 理事長は、当法人と取引のある事業者又は調達登録事業者（以下「業者」という。）が、別表の左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、同表右欄に定める期間、当該業者に対して取引停止の措置を行うものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する事案について適用する。

(1) 当法人の発注する契約において、業者が別表の措置要件に該当したとき。

(2) 公的機関、大学・研究機関等からの公表情報又は報道等により、当法人との取引の相手方となる可能性のある業者が別表の措置要件に該当したと認められるとき。

(3) 前 2 号のほか、事案の悪質性や社会的影響の大きさ等を考慮し、当法人の社会的信用を維持するために取引停止措置が必要であると理事長が認めたとき。

3 理事長は、第 1 項の措置を決定する場合、監事と協議のうえ、理事会に遅滞なく報告しなければならない。

(加重・軽減等の特例)

第 4 業者が一の事案により別表の措置要件の二以上に該当した場合は、該当する措置要件ごとに定める期間の 短期及び長期の最も長いものをもって取引停止期間とす

る。

- 2 業者が取引停止期間中又は期間終了後 3 年以内に再び措置要件に該当したときは、取引停止期間の短期を定めの 2 倍とする。
- 3 業者に情状酌量すべき特別な理由がある場合は定められた短期の 2 分の 1 まで期間を短縮することができ、極めて悪質又は重大な結果を生じさせた場合は定めの長期の 2 倍まで期間を延長することができる。
- 4 取引停止期間中の業者について、事案の責に負わないことが判明した場合は、直ちに取引停止を解除する。

（特別措置の適用）

第 5 理事長は、取引停止期間中の業者であっても、次の各号のいずれかに該当し、代替性が存在しないと認められる場合は、例外的に当該契約に限り取引を行うことができる。

- (1) 特許権等固有の技術・権利に基づく契約で、他に取り扱い可能な業者が存在しない場合。
- (2) 緊急の必要があり、他業者では契約の目的を達成できない場合。
- (3) 現に履行中の研究・事業に直接関連し、他業者に変更することが著しく不利益を生じる場合。

（見積依頼等の取消し及び通知）

第 6 取引停止措置を講じた場合、既に行っている指名又は見積依頼を取り消すものとする。

- 2 理事長は、取引停止措置（解除を含む）を行ったときは、速やかに当該業者に対し書面にてその旨を通知するものとする。

（下請の制限）

第 7 当法人の事業・研究課題の契約において、取引停止期間中の業者に業務の全部又は一部を下請け（再委託）させることを認めない。

（警告又は注意喚起）

第 8 取引停止を行わない場合であっても、適正な契約履行を期すために必要があると認めるときは、書面又は口頭により警告又は注意喚起を行うことができる。

別表：取引停止措置基準

区分 / 措置要件	内容・ 態様	取引停止期間
1. 虚偽記載	当法人との契約手続き、見積書、納品書その他の提出資料等に虚偽の記載をしたとき。	1 か月以上 6 か月以内
2. 粗雑な履行	過失により契約の履行を著しく粗雑にし、又は指定期日までに履行しなかったと認められるとき。	2 週間以上 4 か月以内
3. 契約違反	前二号のほか、当法人との契約上の義務に重大な違反があつたとき。	1 か月以上 6 か月以内
4. 不正取引・ 不正会計	預かり金、架空取引、品名替え（異なる品名での請求）、請求書の偽造・ 改ざん等、不正な会計取引に関与したとき。	2 か月以上 12 か月以内
5. 贈賄	当法人の役職員又は公的機関等の職員に対して贈賄容疑で逮捕若しくは公訴提起されたとき。	2 か月以上 12 か月以内
6. 独占禁止法違反・ 談合	独占禁止法違反、談合行為、不当な取引制限に関与したと認められるとき。	1 か月以上 12 か月以内
7. 不正・ 不誠実行為	前各号のほか、業務に関し不正又は著しく不誠実な行為があり、取引相手として不適当と認められるとき。	1 か月以上 9 か月以内

取引停止措置（解除）通知書

年月日： 年 月 日

住所：
事業者名：
代表者名 殿

特定非営利活動法人 Old Teachers Network
理事長 [印]

下記理由により、貴社（殿）に対し、本法人との契約に関する取引停止（解除）措置を講じましたので通知します。

1. 措置内容： 取引停止（期間： 年 月 日 ～ 年 月 日） /
取引停止解除（期日： 年 月 日）
2. 措置理由：
3. 既提出の見積書等の取扱い： 無効及び指名・見積依頼等の取り消し